



島根県報

平成28年10月25日（火）

号外 第 171 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道 路 維 持 課） 2

告 示**島根県告示第631号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年10月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市大野町字東濱111番3地先から同88番地先まで	メートル 129.30	平成28年 10月25日	松江県土整備事務所	
県道	大田桜江線	江津市桜江町谷住郷1129番1地先から同1161番2地先まで	184.16	平成28年 10月28日	浜田県土整備事務所	
”	”	江津市桜江町谷住郷1118番4地先から同1131番1地先まで	57.74	平成28年 10月28日		